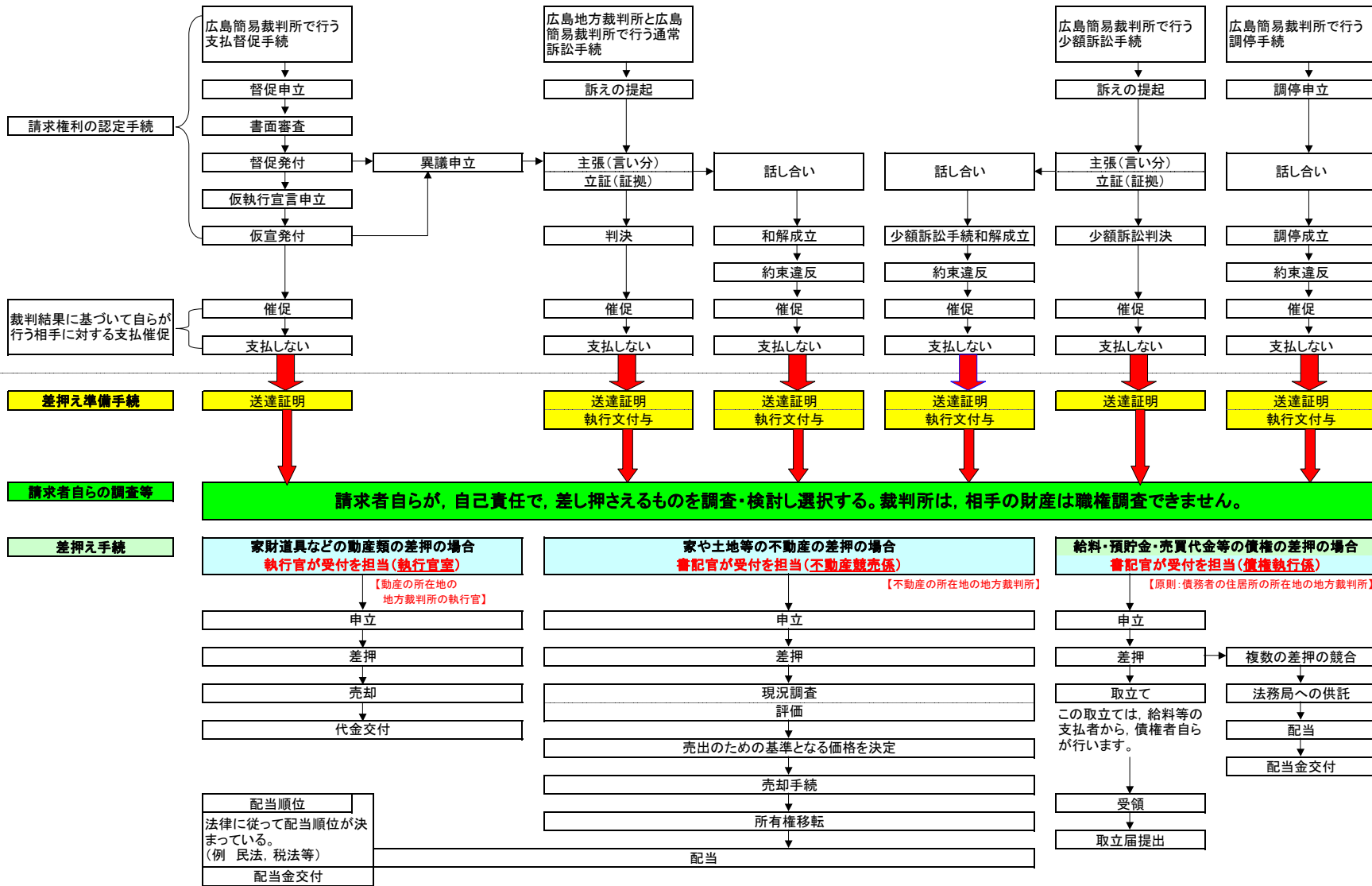


民事事件における裁判の提起から請求の実現(差押え等)まで手続概略図(例 金銭請求)



送達証明と執行文付与手続は、判決や和解調書を作成した裁判所に申請してください。

差し押さえるものが決まったら、裁判所の管轄が異なる場合もありますので、その後の手続については、左記受付担当係で確認してください。

少額訴訟手続による判決や和解等に基づく債権執行手続については、広島簡易裁判所においても行うことができます。

民事執行手続について  
[http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/minzi/minzi\\_02\\_01.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/minzi/minzi_02_01.html)  
 最高裁判所が出しているパンフレット  
<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/>